



## ポスト・コロナの社会



街頭で挨拶活動中の渡辺のりよし栃木1区総支部長。日々変わる状況を見極めながら、マスク着用で活動を継続しております。

### SOCIAL DISATANCING

新型コロナ対策でよく聞く言葉が SOCIAL DISTANCING (社会的距離) です。コロナの予防には人との物理的距離 (1.8メートル以上が望ましい) をとるのが有効です。今までとは違う人との距離感を意識していかなければならない状況にあります。当分の間はスーパーのレジを待つ際等にも少し距離を置くことを意識してもいいのかもしれない。

昨年末に中国武漢市を中心に発生した新型コロナウイルスの感染拡大がとまらない状況が続いています。4月5日時点で世界の感染者数は104万人を超え、死者は5万6000人を上回っています。日本でも多くの方が感染し、なくなる方も増えています。残念ながら感染拡大の終息は見通せていない状況で、日毎にこの人数が増えていくことは確実な情勢です。今後数か月、大規模イベント等の開催は容易でないでしょう。いくつかの業種で営業が厳しい状態も続きます。また出入国者の14日間の自宅待機などの制限は続くと思われまます。個人の日常生活のレベルでも、外出する際にはマスクを着用する状態も続くかもしれません。第二次世界大戦以来という表現が各国の首脳の間でも使われている状況です。

日本においては、現在は感染拡大をいかに防ぐかという事が問われている局面です。仕事を含む行動の自粛とセットになってきますので、明日の生活への不安を抱える方への支援も必要です。立憲民主党含む会派は、すべての国民に対して一人当たり10万円以上、総額十数兆円規模を現金で給付することや(給付金を課税対象とすることにより、高額所得者への給付金の減額も実施)、所得税・住民税などの租税、社会保険料、公共料金等の支払い猶予、家計の状況に応じた家賃への支援、奨学金、教育ローン、住宅ローンなどの返済猶予の実施等を政府に対して、提案しています。

終わりの見えない状況ですが、皆様の声を頂きながらコロナ対策に全力で取り組んでいきます。

### 渡辺のりよし

1983年宇都宮市生まれ。陽南中学校、宇都宮高校、早稲田大学政治経済学部卒業。在ジョージア・在タジキスタンの日本国大使館や東日本大震災の被災地での勤務、松下政経塾を経て、立憲民主党栃木県第1区(衆議院)総支部長に就任。

# 生活福祉資金貸付の特例貸付

3月25日から生活福祉資金・緊急小口資金の特例貸付制度が始まりました。本来生活福祉資金貸付制度とは、低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度で、役所ではなく、市区町村の社会福祉協議会が窓口になります。

今回の新型コロナの影響に対応するためその制度に、特例措置が設けられました。休業された方や失業等された方も対象とされたのです。詳細は右下の画像をご覧ください（厚生労働省 HP より）。

現在生活資金に困っていて利子が必要な銀行や消費者金融から借りようかと迷っている方は、こちらの制度をの利用を検討してください。

今の状況でお金を借りても返せるか分からないという方もいるかと思いますが、この制度では「償還時（返済時）に所得の減少が続いている場合は償還を免除する」としています。

先の見えない今、生活をまもることが重要です。必要な方は、制度を利用することをためらう必要はありません。最寄りの社会福祉協議会へ相談してみてください。

## 主に休業された方向け（緊急小口資金）

赤字は従来の要件を緩和したもの。

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

### ■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。  
※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

### ■貸付上限額

- ・ 学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内
- ・ その他の場合、10万円以内

※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大。

### ■据置期間

1年以内

※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

### ■償還期限

2年以内

※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

■貸付利子・保証人  
無利子・不要

■申込先  
市区町村社会福祉協議会

## 主に失業された方等向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

### ■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。  
※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。

### ■貸付上限額

- ・ (二人以上) 月20万円以内
  - ・ (単身) 月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内

### ■据置期間

1年以内

※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。

### ■償還期限

10年以内

■貸付利子・保証人  
無利子・不要

※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

■申込先  
市区町村社会福祉協議会

注 原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件となります。

今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

立憲民主党栃木1区総支部は、新型コロナに関連してボトムアップの政策提言をするために、皆様の声を聞かせて頂いております。( [n.watanabe.tochigi@gmail.com](mailto:n.watanabe.tochigi@gmail.com) ) or ( [https://twitter.com/n\\_watanabe214](https://twitter.com/n_watanabe214) ) まで皆様のご意見お寄せください。